

東アジア民話データベース利用規定

東アジア民話データベースは、日本学術振興会の助成によって作成されています。そこに格納されたデータは、公共の教育目的、研究目的にそった利用申請があった場合には、原則的に無料で提供されます。

データベースの内容には、語り手や聞き手、地域の人々に関する個人情報が多く含まれています。利用に当たっては、特に語り手、聞き手、地域の人々のプライバシーの保護に配慮してください。

特に学校、図書館、資料館、公民館などで本データベースのデータを公開し、利用される場合は、プライバシーの慎重な保護をお願いします。また著書、論文などで本データベースのデータを引用などで利用される場合も、プライバシーの慎重な保護をお願いします。あわせて、当該著書、論文など引用注を通じて、語り手、聞き手、聞き手の所属などを明記し、原資料著作権を保護にも配慮いただきたいと思います。

また、本データベースは、複数の作業者が短期間に大量のデータを入力したために、想定外の誤りや、分類、キーワードなどの修正の必要が生じる可能性があります。作成委員会は今後もデータベースの修正・補正に努めていく所存ですが、お気づきの不備に関しては、ぜひご指摘いただきたいと思います。

以上の原則のもとに下記の利用規定を遵守してください。

記

- 1) 東アジア民話データベース作成委員会（以下、委員会といいます）の作成した東アジア民話データベース（以下、データベースといいます）に収められたデータの二次使用は、教育等の公共目的にかぎられます。
- 2) データベースに収められたデータの著作権は、個別には語り手と聞き手（記録者）および記録者の所属組織に存します。
- 3) 委員会は、当該著作権者の了解の下に、著作権保護上必要な管理業務を行います。当該業務からの仲介手数料等の料金が発生することはありません。
- 4) 委員会によって公開されたデータの二次使用を希望する場合には以上3点を了解のうえ、委員会に許可を求めてください。
委員会は、本データベースの使用が、教育など公共目的に合致すると判断される場合、しかも当該利用が語り手、記録者、記録者の所属組織のプライバシーに抵触しないと判断した場合には、すみやかに使用許可を与えます。
- 5) データベースのデータを委員会の許可をなく使用し、著作権法上の違法行為を行った場合、責任は当該違法利用者にあります。
- 6) データベースのデータを委員会の許可を得て使用しながら、CD-ROMの作成などを通じて、教育以外の目的に使用し、著作権法上の違法行為が行われた場合、責任は当該違法利用者にあります。
- 7) データベースのデータを委員会の許可をなく使用し、語り手、聞き手、地域の人々などのプライバシーに関する保護義務を怠った場合、責任は当該違法利用者にあります。
- 8) データベースのデータを委員会の許可を得て使用しながら、語り手、聞き手、地域の人々などのプライバシーに関する保護義務を怠った場合、責任は当該違法利用者にあります。

以上